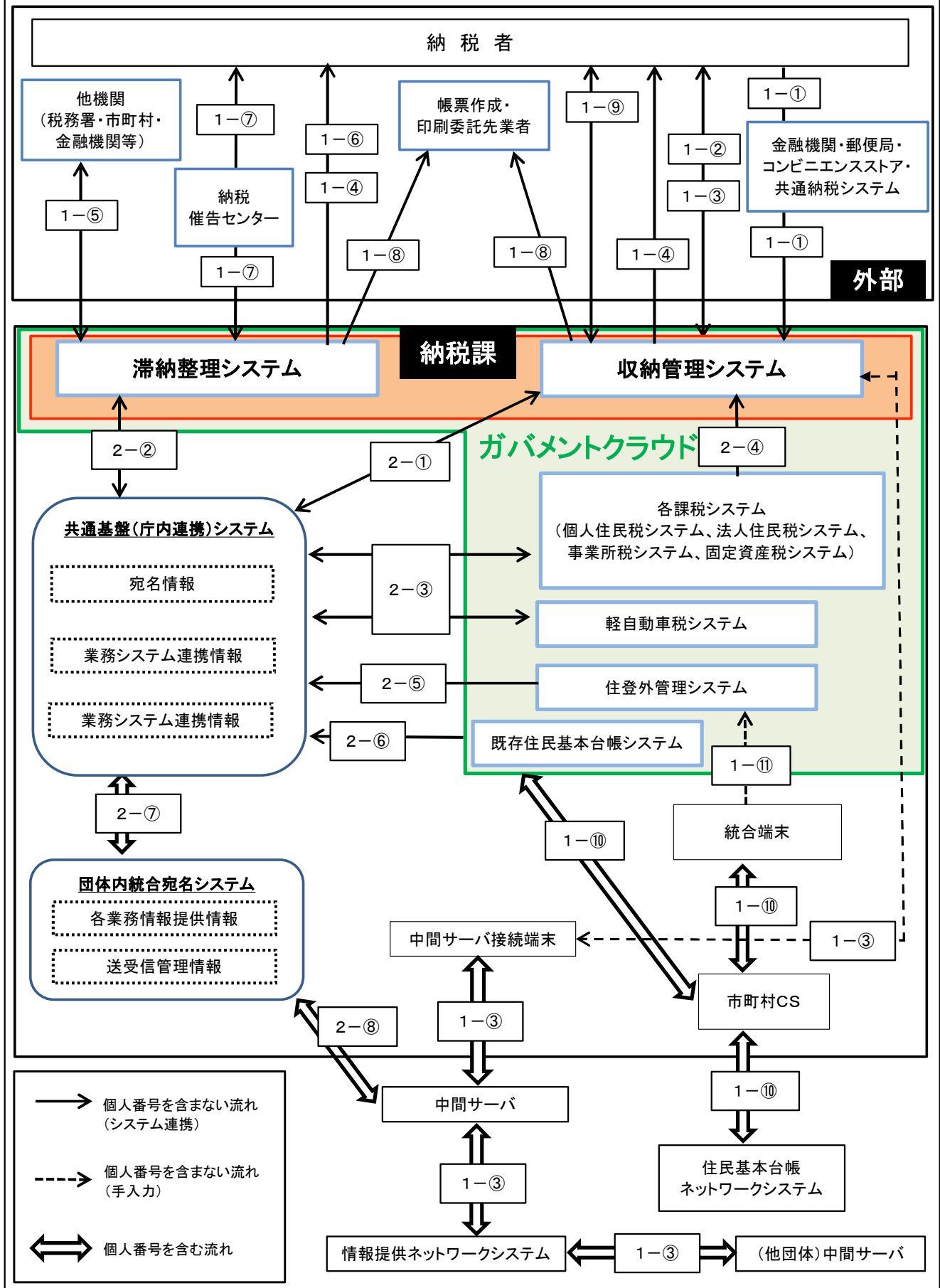


(別添1) 事務の内容



(備考)

《業務内容》 事務の全体の流れを示すもので収納・滞納業務に関わる職員が行わない事務も以下では示している。

1. 事務の流れ

- ① 納税者が納付書等による納付を行った場合、市指定金融機関等からの領収済通知書・収納データにより確認する。
- ② 納税者からの納付に過誤納がある場合、過誤納金を還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付し、納税者は川口市に口座振替依頼書を返送する。
- ③ ②で得た口座情報を基に納税者へ過誤納還付金を振り込む。公金受取口座を希望する場合は中間サーバ接続端末を使用し、口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
- ④ 納税者が納期限に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促・催告を行う。
- ⑤ 滞納者の滞納処分に必要な情報(他機関の滞納状況、財産等)を取得するため、他機関に実態調査を行う。
- ⑥ 督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。
- ⑦ 催告対象者のデータを納税催告センターに提供し、催告を行う。また、催告結果を納税催告センターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。
- ⑧ 督促状・催告書発送対象者となる納税者のデータを委託業者へ送付し、対象者の帳票作成・印刷業務を依頼する。
- ⑨ 納税者は川口市に口座振替の申し込みをし、川口市は口座振替を行い、その結果を納税者へ通知する。
- ⑩ 統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。
- ⑪ ⑩で得た情報を税宛名管理システムへ手入力を行う。

2. 連携データの流れ

- ① 収納管理システムは共通基盤(庁内連携)システムから宛名・課税情報等の取得をし、収納情報の更新を行う。
- ② 滞納整理システムは共通基盤(庁内連携)システムから宛名・課税・収納情報等の取得をし、滞納処分情報の更新を行う。
- ③ 各課税システム、軽自動車税システムは共通基盤(庁内連携)システムから宛名情報等の取得をし、課税情報の更新を行う。
- ④ 収納管理システムは各課税システムから課税情報の取得をし、収納情報の更新を行う。
- ⑤ 住登外管理システムは共通基盤(庁内連携)システムへ住登外情報等の更新を行う。
- ⑥ 既存住民基本台帳システムは共通基盤(庁内連携)システムへ住民基本台帳関連情報等の更新を行う。
- ⑦ 共通基盤システムから団体内統合宛名システムへ地方税情報を送信する。
- ⑧ 団体内統合宛名システムより個人番号と団体内統合宛名番号とのペアデータを中間サーバに送信する。